

別表第 5 (第15条関係)

(1) いおう酸化物の排出基準

ア 排出基準 次の式により算出したいおう酸化物の量とする。

$$q = 8.76 \times 10^{-3} \text{He}^2$$

イ アの式において、q、Heは、それぞれ次の値を表すものとする。

q いおう酸化物の量(単位 温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

He 次の算式により補正された排出口の高さ(単位 メートル)

$$\text{He} = \text{Ho} + 0.65(\text{Hm} + \text{Ht})$$

$$\text{Hm} = 0.795 (Q \cdot V) / (1 + (2.58 / V))$$

$$\text{Ht} = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + (1 / J) - 1)$$

$$J = (1 / (Q \cdot V)) (1460 - 296 \times (V / (T - 288))) + 1$$

ウ イの式においては、He、Ho、Q、VおよびTは、それぞれ次の値を表すものとする。

He 補正された排出口の高さ(単位 メートル)

Ho 排出口の実高さ(単位 メートル)

Q 温度15度における排出ガス量(単位 立方メートル毎秒)

V 排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

T 排出ガスの温度(単位 絶対温度)

備考 いおう酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算定されるいおう酸化物の量として表示されたものとする。

- 1 規格K0103に定める方法によりいおう酸化物濃度を、規格Z8808に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法
- 2 規格K2301、規格K2541または規格M8813に定める方法により燃料のいおう含有率を、規格Z8762または規格Z8763に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法
- 3 昭和57年環境庁告示第76号に定める方法

(2) ばいじんの排出基準

項	施設	規模	基準(以下)
1	別表第 2 第 1 号の表 1 の項に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	排出ガス量(温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した一時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下この表および第6項の表において同じ。)が4万立方メートル以上	0.05グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.10グラム
2	別表第 2 第 1 号の表 1 の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。)を専焼させるものならびにガスおよび液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	排出ガス量が20万立方メートル以上	0.05グラム
		排出ガス量が4万立方メートル以上20万立方メートル未満	0.15グラム
		排出ガス量が1万立方メートル以上4万立方メートル未満	0.25グラム
		排出ガス量が1万立方メートル未満	0.30グラム
3	別表第 2 第 1 号の表 1 の項に掲げるボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるものならびに紙パルプの製造に伴い発生する黒液およびガスまたは液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	排出ガス量が20万立方メートル以上	0.15グラム
		排出ガス量が4万立方メートル以上20万立方メートル未満	0.25グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.30グラム

4	別表第2第1号の表1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの(次項に掲げるものを除く。)	排出ガス量が20万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル以上20万立方メートル未満	0.20グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.30グラム
5	別表第2第1号の表1の項に掲げるボイラーのうち同表9の項に掲げる触媒再生塔に附属するもの		0.20グラム
6	別表第2第1号の表1の項に掲げるボイラーのうち前各項に掲げるもの以外のもの	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.30グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.30グラム
7	別表第2第1号の表2の項に掲げるガス発生炉		0.05グラム
8	別表第2第1号の表2の項に掲げる加熱炉		0.10グラム
9	別表第2第1号の表3の項に掲げる焙焼炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.15グラム
10	別表第2第1号の表3の項に掲げる焼結炉のうちフェロマンガンの製造の用に供するもの		0.20グラム
11	別表第2第1号の表3の項に掲げる焼結炉のうち前項に掲げるもの以外のもの		0.15グラム
12	別表第2第1号の表3の項に掲げる煅焼炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.20グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.25グラム
13	別表第2第1号の表4の項に掲げる溶鋳炉のうち高炉		0.05グラム
14	別表第2第1号の表4の項に掲げる溶鋳炉のうち前項に掲げるもの以外のもの		0.15グラム
15	別表第2第1号の表4の項に掲げる転炉		0.10グラム
16	別表第2第1号の表4の項に掲げる平炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム
17	別表第2第1号の表6の項に掲げる溶解炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム
18	別表第2第1号の表5の項に掲げる溶鋳炉のうち高炉		0.10グラム
19	別表第2第1号の表5の項に掲げる溶鋳炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.20グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.40グラム
20	別表第2第1号の表5の項に掲げる転炉(燃焼型のものに限る。)および平炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.30グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.40グラム
21	別表第2第1号の表5の項に掲げる転炉(燃焼型のものを除く。)	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.20グラム
22	別表第2第1号の表7の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム
23	別表第2第1号の表8の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.15グラム
24	別表第2第1号の表9の項に掲げる触媒再生塔		0.20グラム

25	別表第2第1号の表10の項に掲げる燃焼炉		0.10グラム
26	別表第2第1号の表11の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。次項において同じ。)のうち土中釜		0.40グラム
27	別表第2第1号の表11の項に掲げる焼成炉のうち前項に掲げるもの以外のもの		0.30グラム
28	別表第2第1号の表11の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの		0.10グラム
29	別表第2第1号の表11の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガまたは耐火物原料の製造の用に供するもの	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム
30	別表第2第1号の表11の項に掲げる焼成炉のうち22の項から前項までに掲げるもの以外のもの	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.15グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.25グラム
31	別表第2第1号の表11の項に掲げる溶融炉のうち板ガラスまたはガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供するもの	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.15グラム
32	別表第2第1号の表11の項に掲げる溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラスまたはフリットの製造の用に供するもの	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.15グラム
33	別表第2第1号の表11の項に掲げる溶融炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム
34	別表第2第1号の表第12の項に掲げる焼成炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.20グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.40グラム
35	別表第2第1号の表13の項に掲げる反応炉および直火炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.15グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム
36	別表第2第1号の表14の項に掲げる乾燥炉のうち骨材乾燥炉		0.50グラム
37	別表第2第1号の表14の項に掲げる乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.15グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム
38	別表第2第1号の表第15の項に掲げる乾燥炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.20グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.40グラム
39	別表第2第1号の表16の項に掲げる電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が40パーセント以上のものに限る。)の製造の用に供するもの		0.20グラム
40	別表第2第1号の表16の項に掲げる電気炉のうち合金鉄の製造の用に供するもの(前項に掲げるものを除く。)およびカーバイドの製造の用に供するもの		0.15グラム
41	別表第2第1号の表16の項に掲げる電気炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの		0.10グラム
42	別表第2第1号の表17の項に掲げる廃棄物焼却炉	焼却能力が1時間当たり4千キログラム以上	0.04グラム

		焼却能力が1時間当たり2千キログラム以上4千キログラム未満	0.08グラム
		焼却能力が1時間当たり2千キログラム未満	0.15グラム
43	別表第2第1号の表18の項に掲げる焙焼炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.15グラム
44	別表第2第1号の表18の項に掲げる焼結炉		0.15グラム
45	別表第2第1号の表18の項に掲げる溶鋳炉		0.15グラム
46	別表第2第1号の表18の項に掲げる転炉		0.15グラム
47	別表第2第1号の表18の項に掲げる溶解炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム
48	別表第2第1号の表18の項に掲げる乾燥炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.15グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム
49	別表第2第1号の表22の項に掲げる反応炉		0.30グラム
50	別表第2第1号の表24の項に掲げる電解炉		0.05グラム
51	別表第2第1号の表25の項に掲げる焼成炉		0.15グラム
52	別表第2第1号の表25の項に掲げる溶解炉		0.20グラム
53	別表第2第1号の表27の項に掲げる乾燥炉		0.10グラム
54	別表第2第1号の表27の項に掲げる焼成炉		0.15グラム
55	別表第2第1号の表28の項に掲げる溶解炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム
56	別表第2第1号の表29の項に掲げる溶解炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.15グラム
57	別表第2第1号の表30の項に掲げる溶解炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.15グラム
58	別表第2第1号の表30の項に掲げる反射炉		0.10グラム
59	別表第2第1号の表30の項に掲げる反応炉(硝酸鉛の製造の用に供するものを除く。)		0.05グラム
60	別表第2第1号の表32の項に掲げるコークス炉		0.15グラム
61	別表第2第1号の表33の項に掲げるガスタービン		0.05グラム
62	別表第2第1号の表34の項に掲げるディーゼル機関		0.10グラム
63	別表第2第1号の表35の項に掲げるガス機関		0.05グラム

64	別表第2第1号の表36の項に掲げるガス機関	0.05グラム
----	-----------------------	---------

備考

- 1 ばいじんの量は、規格Z8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理またはすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
- 2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、1工程の平均の量とする。
- 3 ばいじんの量は、温度が摂氏零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1立方メートル中の量とする。

(3) 有害物質等の排出基準

ア 排出口の排出基準

項	有害物質等の種類	施設の種類の	基準(単位ミリグラム以下)
1	カドミウムおよびその化合物	別表第2第1号の表14の項に掲げる施設(原料としてカドミウムまたはカドミウム化合物を使用する製品の製造の用に供するものに限る。)ならびに同表15の項および39の項に掲げる施設	0.5
		別表第2第1号の表11の項に掲げる施設のうちガラスまたはガラス製品の製造(原料として硫化カドミウムまたは炭酸カドミウムを使用するものに限る。)の用に供するものならびに同表18の項および19の項に掲げる施設	1.0
2	塩素	別表第2第1号の表20の項から同表23の項までに掲げる施設	30
3	塩化水素	別表第2第1号の表17の項に掲げる廃棄物焼却炉	700
		別表第2第1号の表20の項から同表23の項までに掲げる施設	80
4	弗素、弗化水素および弗化珪素	別表第2第1号の表11の項に掲げる施設(ガラスまたはガラス製品の製造(原料としてほたる石または珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するものを除く。)および同表12の項に掲げる施設	3.0
		別表第2第1号の表25の項に掲げる反応施設(過磷酸石灰または重過磷酸石灰の製造の用に供するものを除く。)、濃縮施設および溶解炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものを除く。)ならびに同表26の項および27の項に掲げる施設	10
		別表第2第1号の表24の項に掲げる電解炉	1.0(3.0)
		別表第2第1号の表25の項に掲げる反応施設(過磷酸石灰または重過磷酸石灰の製造の用に供するものに限る。)および溶解炉のうち電気炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。)	15
		別表第2第1号の表25の項に掲げる焼成炉および溶解炉のうち平炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。)	20
5	鉛およびその化合物	別表第2第1号の表11の項に掲げる施設のうち電気用陶磁器の製造の用に供する焼成炉および同表12の項に掲げる施設	7.0
		別表第2第1号の表4の項および同表5の項に掲げる施設、同表11の項に掲げる施設(原料として鉛または鉛化合物を使用する製品の製造の用に供するものに限る。)ならびに同表15の項および39の項に掲げる施設	3.0
		別表第2第1号の表11の項に掲げる施設のうちガラスまたはガラス製品の製造(原料として酸化鉛を使用するものに限る。)の用に供するもの	20

		別表第2第1号の表18の項に掲げる焙焼炉、転炉、溶解炉および乾燥炉ならびに同表28の項から30の項までに掲げる施設	10
		別表第2第1号の表18の項に掲げる焼結炉および溶鉱炉	30
6	アンチモンおよびその化合物	別表第2第1号の表4の項、5、11および12の項に掲げる施設	3.0
7	フェノール類	別表第2第1号の表37の項および同表38の項に掲げる施設	120

備考

- 1 排出基準は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりの有害物質等の量とする。
- 2 基準欄に掲げる有害物質等の量は、1の項および5の項に掲げるものにあつては原子吸光法、吸光度法またはポーラログラフ法によりカドミウムまたは鉛として測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格K0106に定める方法のうちオルトトリジン法または連続分析法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格K0107に定める方法のうちチオシアン酸第2水銀法により測定される量として、4の項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法のうち吸光度法により弗素として測定される量として、6の項に掲げるものにあつては吸光度法によりアンチモンとして測定される量として、7の項に掲げるものにあつてはガスクロマトグラフ法または吸光度法により測定される量として、それぞれ表示されたものとし、当該有害物質等の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質等(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
- 3 基準欄の()内の数値は、有害物質が電解炉から直接吸引され、ダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量とする。
- 4 有害物質等の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

イ 敷地境界線上の基準

項	有害物質等の種類	施設	基準(単位ミリグラム以下)
1	カドミウムおよびその化合物	別表第2第1号の表11の項に掲げる施設のうちガラスまたはガラス製品の製造(原料として硫化カドミウムまたは炭酸カドミウムを使用するものに限る。)の用に供するもの、同表14の項に掲げる施設(原料としてカドミウムまたはカドミウム化合物を使用する製品の製造の用に供するものに限る。)ならびに同表15の項、18の項、19の項および39の項に掲げる施設	0.001
2	塩素	別表第2第1号の表20の項から23の項までに掲げる施設	0.03
3	塩化水素	別表第2第1号の表20の項から23の項までに掲げる施設	0.07
4	弗素、弗化水素および弗化珪素	別表第2第1号の表11の項および12の項に掲げる施設、同表24の項に掲げる電解炉ならびに同表25の項から27の項までに掲げる施設	0.02
5	鉛およびその化合物	別表第2第1項の表4の項および4の2の項に掲げる施設、同表11の号に掲げる施設のうちガラスまたはガラス製品の製造(原料として酸化鉛を使用するものに限る。)の用に供するものおよび電気用陶磁器の製造の用に供する焼成炉、同表12の項に掲げる施設、同表14の項に掲げる施設(原料として鉛または酸化化合物を使用する製品の製造の用に供するものに限る。)ならびに同表15の項、18の項、28の項から30の項までおよび39の項に掲げる施設	0.0015
6	アンチモンおよびその化合物	別表第2第1号の表4の項、5の項、11の項および12の項に掲げる施設	0.005

7	フェノール	別表第2第1号の表37の項および38の項に掲げる施設	0.2
---	-------	----------------------------	-----

備考

- 1 排出基準は、温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりの有害物質等の量とする。
- 2 基準欄に掲げる有害物質等の量は、1の項および5の項に掲げるものにあつては原子吸光法、吸光光度法またはポーラログラフ法によりカドミウムまたは鉛として測定される量として、2の項に掲げるものにあつては規格K0106に定める方法のうちオルトトリジン法または連続分析法により測定される量として、3の項に掲げるものにあつては規格K0107に定める方法のうちチオシアン酸第2水銀法により測定される量として、4の項に掲げるものにあつては規格K0105に定める方法のうち吸光光度法により弗素として測定される量として、6の項に掲げるものにあつては吸光光度法によりアンチモンとして測定される量として、7の項に掲げるものにあつてはガスクロマトグラフ法または吸光光度法により測定される量としてそれぞれ表示されたものとする。
- 3 基準の測定点は、工場または事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でない認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができる。

(4) 一般粉じん発生施設

項	施設の種類の	構造ならびに使用および管理に関する基準
1	別表第2第2号の表1の項に掲げる施設	<p>1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフードおよび集じん機を設置するか、またはこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p> <p>2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、および当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、またはこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車またはガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。</p> <p>3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルターまたはこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。</p>
2	別表第2第2号の表2の項に掲げる施設	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物または土石を堆積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(3) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(4) 薬液の散布または表層の締固めが行われていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
3	別表第2第2号の表3の項に掲げる施設	<p>一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石またはセメントを運搬する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) コンベアの積込部および積降部にフードおよび集じん機が設置され、ならびにコンベアの積込部および積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に次号または第4号の措置が講じられていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

4	別表第2第2号の表4の項および第5の項に掲げる施設	<p>次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>(2) フードおよび集じん機が設置されていること。</p> <p>(3) 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>(4) 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>(5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
---	---------------------------	--

(5) 窒素酸化物

項	施設の種類	規模	基準値(以下)
1	別表第2第1号の表1の項に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの	排出ガス量が50万立方メートル以上	60立方センチメートル
		排出ガス量が4万立方メートル以上50万立方メートル未満	100立方センチメートル
		排出ガス量が1万立方メートル以上4万立方メートル未満	130立方センチメートル
		排出ガス量が1万立方メートル未満	150立方センチメートル
2	別表第2第1号の表1の項に掲げるボイラーのうち固体燃料を燃焼させるもの(次項に掲げるものを除く。)	排出ガス量が70万立方メートル以上	200立方センチメートル
		排出ガス量が4万立方メートル以上70万立方メートル未満	250立方センチメートル
		排出ガス量が4万立方メートル未満	300立方センチメートル
3	別表第2第1号の表1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10平方メートル未満のものであって固体燃料を燃焼させるもの		350立方センチメートル
4	別表第2第1号の表1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10平方メートル未満のものであって液体燃料を燃焼させるもの(前項に掲げるものを除く。)		260立方センチメートル
5	別表第2第1号の表1の項に掲げるボイラーのうち前各項に掲げるもの以外のもの	排出ガス量が50万立方メートル以上	130立方センチメートル
		排出ガス量が1万立方メートル以上50万立方メートル未満	150立方センチメートル
		排出ガス量が1万立方メートル未満	180立方センチメートル
6	別表第2第1号の表2の項に掲げる施設		150立方センチメートル
7	別表第2第1号の表3の項に掲げる焙焼炉		220立方センチメートル
8	別表第2第1号の表3の項に掲げる焼結炉		220立方センチメートル
9	別表第2第1号の表3の項に掲げる煨焼炉		200立方センチメートル
10	別表第2第1号の表4の項に掲げる溶鉱炉		100立方センチ

			メートル
11	別表第2第1号の表6の項に掲げる溶解炉(キュボラを除く。)		180立方センチメートル
12	別表第2第1号の表7の項に掲げる加熱炉のうちラジアントチューブ型加熱炉(排出ガス量が1万立方メートル以上10万立方メートル未満のものに限る。)		150立方センチメートル
13	別表第2第1号の表7の項に掲げる加熱炉のうち鍛接鋼管用加熱炉(排出ガス量が1万立方メートル以上10万立方メートル未満のものに限る。)		180立方センチメートル
14	別表第2第1号の表7の項に掲げる加熱炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの	排出ガス量が10万立方メートル以上	100立方センチメートル
		排出ガス量が1万立方メートル以上10万立方メートル未満	130立方センチメートル
		排出ガス量が5千立方メートル以上1万立方メートル未満	150立方センチメートル
		排出ガス量が5千立方メートル未満	180立方センチメートル
15	別表第2第1号の表7の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	100立方センチメートル
		排出ガス量が1万立方メートル以上4万立方メートル未満	130立方センチメートル
		排出ガス量が5千立方メートル以上1万立方メートル未満	150立方センチメートル
		排出ガス量が5千立方メートル未満	180立方センチメートル
16	別表第2第1号の表9の項に掲げる触媒再生塔		250立方センチメートル
17	別表第2第1号の表10の項に掲げる燃焼炉		250立方センチメートル
18	別表第2第1号の表11の項に掲げる焼成炉のうち石灰焼成炉(ガスを燃焼させるロータリーキルンに限る。)		250立方センチメートル
19	別表第2第1号の表11の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	排出ガス量が10万立方メートル以上	250立方センチメートル
		排出ガス量が10万立方メートル未満	350立方センチメートル
20	別表第2第1号の表11の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガまたは耐火物原料の製造の用に供するもの		400立方センチメートル
21	別表第2第1号の表11の項に掲げる溶融炉のうち板ガラスまたはガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供するもの		360立方センチメートル
22	別表第2第1号の表11の項に掲げる溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラスまたはフリットの製造の用に供するもの		800立方センチメートル
23	別表第2第1号の表11の項に掲げる溶融炉(ガラスの製造の用に供するものに限る。)のうち前2項に掲げるもの		450立方センチメートル

	の以外のもの		
24	別表第2第1号の表11の項に掲げる施設のうち16の項から前項までに掲げるもの以外のもの		180立方センチメートル
25	別表第2第1号の表13の項に掲げる施設		180立方センチメートル
26	別表第2第1号の表14の項に掲げる乾燥炉		230立方センチメートル
27	別表第2第1号の表17の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち浮遊回転燃焼方式により焼却を行うもの(連続炉に限る。)		450立方センチメートル
28	別表第2第1号の表17の項に掲げる廃棄物焼却炉のうちニトロ化合物、アミノ化合物もしくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、もしくは使用する工程またはアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの(排出ガス量が4万立方メートル未満の連続炉に限る。)		700立方センチメートル
29	別表第2第1号の表17の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの(連続炉以外のものにあつては、排出ガス量が4万立方メートル以上のものに限る。)		250立方センチメートル
30	別表第2第1号の表18の項に掲げる焙焼炉		220立方センチメートル
31	別表第2第1号の表18の項に掲げる焼結炉		220立方センチメートル
32	別表第2第1号の表18の項に掲げる溶鉱炉のうち亜鉛の精錬の用に供する鉱滓処理炉(石炭またはコークスを燃料および還元剤として使用するものに限る。)		450立方センチメートル
33	別表第2第1号の表18の項に掲げる溶鉱炉のうち前号に掲げるもの以外のもの		100立方センチメートル
34	別表第2第1号の表18の項に掲げる溶解炉のうち銅の精錬の用に供する精製炉(アンモニアを還元剤として使用するものに限る。)		330立方センチメートル
35	別表第2第1号の表18の項に掲げる溶解炉のうち前号に掲げるもの以外のもの		180立方センチメートル
36	別表第2第1号の表18の項に掲げる乾燥炉		180立方センチメートル
37	別表第2第1号の表22の項に掲げる反応炉		180立方センチメートル
38	別表第2第1号の表25の項に掲げる焼成炉		180立方センチメートル
39	別表第2第1号の表26の項に掲げる溶解炉		600立方センチメートル
40	別表第2第1号の表27の項に掲げる乾燥炉		180立方センチメートル
41	別表第2第1号の表27の項に掲げる焼成炉		180立方センチメートル
42	別表第2第1号の表28の項に掲げる溶解炉		180立方センチメートル
43	別表第2第1号の表29の項に掲げる溶解炉		180立方センチ

			メートル
44	別表第2第1号の表30の項に掲げる溶解炉		180立方センチメートル
45	別表第2第1号の表30の項に掲げる反射炉		180立方センチメートル
46	別表第2第1号の表30の項に掲げる反応炉		180立方センチメートル
47	別表第2第1号の表31の項に掲げる施設		200立方センチメートル
48	別表第2第1号の表32の項に掲げるコークス炉		170立方センチメートル
49	別表第2第1号の表33の項に掲げるガスタービン		70立方センチメートル
50	別表第2第1号の表34の項に掲げるディーゼル機関		950立方センチメートル
51	別表第2第1号の表35の項に掲げるガス機関		600立方センチメートル
52	別表第2第1号の表36の項に掲げるガソリン機関		600立方センチメートル

備考

- 1 この表の基準値の欄に掲げる窒素酸化物の量は、21の項から23の項までに掲げる施設のうち専ら酸素を用いて燃焼を行うものにあつては第1号に掲げる式により、44の項に掲げる溶解炉のうち鉛酸化物の製造の用に供するもの、46の項に掲げる反応炉のうち鉛酸化物または硝酸鉛の製造の用に供するものおよび47の項に掲げる施設にあつては第2号に掲げる式により、その他の施設にあつては第3号に掲げる式により算出された窒素酸化物の量とする。この場合において、窒素酸化物の量が著しく変動する施設にあつては、1工程の平均の量とする。

$$(1) C = (21 - 0n) / (21 - 0s) \times Cs \times (1 / 4)$$

$$(2) C = Cs$$

$$(3) C = (21 - 0n) / (21 - 0s) \times Cs$$

- 2 前項各号に掲げる式において、C、0n、0sおよびCsは、それぞれ次の各号に定める値を表すものとする。

(1) C 窒素酸化物の量(単位 立法センチメートル)

(2) 0n 次の表の左欄に掲げる各号の施設について同表の右欄に掲げる値とする。

51の項および52の項	0
4の項および5の項	4
1の項	5
2の項、3の項、15の項、16の項、25の項、37の項および46の項	6
6の項および48の項	7
17の項	8
9の項および19の項	10
12の項、13の項および14の項	11
11の項、27の項、28の項、29の項、34の項、35の項、42の項、43の項および44の項	12
50の項	13
7の項および30の項	14

8の項、10の項、18の項、21の項、23の項、24の項、31の項、32の項、33の項、38の項、39の項、41の項および45の項	15
22の項、26の項、36の項、40の項および49の項	16
20の項	18

- (3) O_s 排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。)(単位 百分率)
- (4) C_s 規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の濃度を温度が零度であって圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したもの(単位 立方センチメートル)